

スモールボート（SB）放置対策基本方針

令和5年4月
富山県土木部
富山県農林水産部

1 目的

富山県内の海岸におけるスモールボート（以下「SB」という。）は、長期間使用されておらず放置され粗大ゴミ化している実態がある。

SBの放置は、津波・高潮等の災害時に海岸保全施設等を損傷し被害を増大させるおそれがある。また、他の利用者の利用を阻害するとともに、周辺環境や景観に著しい悪影響を与えている。さらに、流失により定置網等に損傷を与えるおそれがあるほか、海上保安庁の出動により他の海難救助に支障を生じさせるおそれもある。

そこで、海岸関係の担当部署において、SB解消のための具体的な措置を実施し解消を図るために本基本方針を作成するものである。

2 問題点

SBは日本小型船舶検査機構への所有者登録義務がないなど所有者の把握が大変困難である。また、放置されたSBは放置箇所が移動され一時的な利用なのか放置されているのか見分けが困難なものがある。

さらに、SBの撤去・処分には、管理用通路を塞いでいる等明らかに海岸管理上支障となっているものを除き、SBが他人の所有物であることから、住民等他の第三者からの撤去の要望があるなど他の利用者に支障が生じているといった理由等が必要となる。

そこで、次の「3 対策の基本方針」のとおり各段階に分けて対応されたい。

3 対策の基本方針

(1) 対象となる船

ローボート・カヌー等櫓櫂（ろ・かい）やオール等を利用して推進する船（附属するけん引・係留用具等を含む。）

(2) 対象区域

海岸：海岸保全区域（一般公共海岸区域は線引きが不明確のため対象外）

港湾：港湾区域（港湾隣接地域・臨港地区）

漁港：漁港区域（漁港海岸を含む。）

河川：河川区域

(3) 対応方法

ア 第一段階

(ア) 状況

例年11月頃に実施される「プレジャーボートの係留・放置状況に関する実態調査について」（以下「実態調査」という。）でSBの放置が確認されている。

(イ) 対応

- ①注意看板の設置^{*1}【別紙文例1】
- ②実態調査時に撤去依頼の貼り紙を貼付^{*2}【別紙文例1】
 - ・【別添1「所有者不明のボートを一時保管せずに廃棄する場合の判断に係る内規」及び「廃棄物チェックシート」】によりチェックを行い廃棄物と判断できるものは処分する。

イ 第二段階

(ア) 状況

- ①第一段階の対応を行っている。
- ②海上保安庁、地元自治会、清掃ボランティア、海岸又は河川利用者等の第三者から撤去の要望・苦情がある。
- ③SB対策を実施する機関において、一時保管が必要な隻数に対する保管場所の確保ができている（関係機関に一時保管の場所の確保を依頼するなどし、一時保管場所の確保の協議が整っていること）。
- ④関係市町、地元自治会、地元漁業関係者、地元町内会等への説明により対象区域のSBの撤去・処分についての同意形成が得られていること。

(イ) 対応

- ①（ア）①から④状況確認後、1年を通して使用状況を確認する。
 - ・使用状況の調査開始月から海岸又は河川巡視の際に移動の有無を確認して、所有者の確知に努める（原則、月2回程度）。
- ②使用状況の調査開始日から3カ月後に（警告貼り紙^{*2}及び警告看板の設置^{*1}）^{*3}【別紙文例2】
- ③使用状況の調査開始日から6カ月後に警告貼り紙^{*2}【別紙文例2】
- ④使用状況の調査開始日から9カ月後に警告貼り紙^{*2}【別紙文例2】
- ⑤使用状況の調査開始日から12カ月後に（最終警告貼り紙^{*2}及び警告看板に替えて最終警告看板の設置^{*1}）^{*3}【別紙文例3】
- ⑥最終警告日から起算して2カ月経過した日から撤去し、最終警告看板

に替えて撤去後の問い合わせ看板の設置^{※2}【別紙文例4】

- ・ボートに識別番号をペイントマーカー（対候性、耐水性に優れたもの）等明確に識別できる方法で記載する。
- ・作業前のボートの写真を撮影し、撮影日を記録する。
- ・放置場所を地図に番号で示す。
- ・保管場所が屋外の場合、土台の上に平積みし、ブルーシートで覆ったうえ、強風に備えグリーンネットで固定する。

⑦処分開始予定日から遡って6カ月前の日から撤去後の問い合わせ看板に替えて最終処分開始の案内看板の設置^{※1}【別紙文例5】

⑧撤去後1年経過した日から処分する。

- ・処分は、一般社団法人日本マリン事業協会等第三者機関の評価額を確認し0円と評価されたボートを対象とする。
- ・処分前に写真を残し、撮影日を記録する。
- ・処分後、所有者が判明した場合に備えて撤去・保管・処分等当該ボートに要した管理費用に係る見積書類を残す。

（ウ）返還申出者への対応

- ①ボートを置いていた場所を地図（又は現地）で示させる。
- ②ボートの特徴（色、形等）を示させる。
- ③保管してあるボートの写真で申出の船を示させる。
- ④申出内容が資料と合致した場合、【別添2「申出書」】に身元確認できる書類の写し（運転免許証等）を添付して提出させ、保管場所にて引き渡す。

※1看板の大きさ、形、設置個所数等については、もっとも効果的となるように状況に応じた対応をすること。

※2貼り紙については糊や結束バンド等、船体に傷がつかない方法により貼付すること。

※3必要に応じて、ホームページへの掲載、自治会等関係者へ周知をすること【別紙文例6「お知らせ」】。

ウ 第三段階（その後の対応）

（ア）状況

第二段階の対応を終了後に新たにSBが放置されている。

(イ) 対応

第二段階の対応を繰り返す。

4 その他

(1) 対応状況の確認

海岸関係3課合同担当者会議の各機関は、同会議の開催時に【別添3「スモールボート(SB)放置対策状況報告書」】により対応状況を報告するものとする。

(2) 基本方針の策定及び見直し

本基本方針の策定は、スモールボート対策連絡会議に意見を諮るものとする。また、状況の変化等に対応するため、必要に応じて同会議に意見を諮り基本方針を見直すものとする。

(3) 各機関の連携

海岸又は河川の管理者が異なる機関であり、管理区域が隣接しており、要望内容により同時に対応を実施する必要がある場合は、複数の機関で協議のうえ連携して対応するものとする。

令和5年4月 策定

注意

この場所にボート等を放置することは、波(増水)により流出する危険性があります。また、浜辺(河川)の美観を損ねておりますので、ただちに撤去してください。

(別紙文例 1)

〇年〇月 海岸(河川)管理者 〇〇事務所
連絡先〇〇-〇〇-〇〇

警告

ここにポート等を放置することは、〇〇法第〇条第〇項に違反しています。所有者は、ただちに撤去してください。
い。警告に従わない場合、管理者において撤去・処分します。

〇年〇月 海岸(河川)管理者 〇〇事務所
連絡先〇〇-〇〇-〇〇

最終警告

ここにボート等を放置することは、〇〇法第〇条第〇項に違反しています。所有者は、ただちに撤去してください。警告に従わない場合、〇月〇日から管理者において撤去・処分します。

(別紙文例 3)

〇年〇月 海岸(河川)管理者 〇〇事務所
連絡先〇〇-〇〇-〇〇

～ボート等の移動のお知らせ～

放置されていたボート等は、管理者において撤去しました。(今後、放置されているボート等についても撤去します。)

〇年〇月 海岸(河川)管理者 〇〇事務所
連絡先〇〇-〇〇-〇〇

～ボート等の最終処分のお知らせ～

放置されていたボート等は、管理者において保管して
いましたが、〇年〇月〇日から処分します。

〇年〇月 海岸(河川)管理者 〇〇事務所
連絡先〇〇-〇〇-〇〇

お知らせ

海岸(河川)に放置されているボートへの対策について

○年○月

○○事務所

県では、○○海岸(河川)のボートの放置対策として、今後、次の対応の実施を予定していますので、住民の皆さま、海岸を利用される皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

- 1 警告看板の設置及び放置されたボートへの貼り紙
- 2 放置されたボートの撤去

(参考：警告看板の内容)

—警告—

ここにボート等を放置することは、○○法第○条第○項に違反しています。所有者は、ただちに撤去してください。警告に従わない場合、管理者において撤去・処分します。

○年○月 海岸(河川)管理者 ○○事務所
連絡先○○-○○-○○

(別添1)

所有者不明のボートを一時保管せずに廃棄する場合の判断に係る内規

○海岸・河川に放置されているボートについて、一時保管せずに廃棄する場合は、以下の(1)～(3)により、廃棄物かどうか判断する。

- (1) 日本小型船舶検査機構への所有者登録義務がないボートであること。
※船舶番号がなく、例年実施のプレジャーボート係留・放置状況に関する実態調査でスモールボート(SB)に分類している。
- (2) 1年以上使用されていないこと。
- (3) 廃棄物チェックシート(SB)で①～⑤の状況欄が「3」項目以上に該当していること。

○ボートに附属しているけん引・係留用具については、当該ボートに含めて判断する。

○本内規及び廃棄物チェックシートは、SB以外のプレジャーボート係留・放置状況に関する実態調査の対象となる船舶検査済票のない船にも準用可能とする。

廃棄物チェックシート (SB)

管理番号	
調査日	

項目		状況
①	プレジャーボート係留調査票等で1年以上移動されていないことが確認できる。	
②	エンジン等推進機関がついていない。	
③	船体に破損箇所が確認できる。	
④	船体に腐食が見られる。	
⑤	雨水やゴミ等堆積物が溜まっている。	
合計項目数		

※項目①については、調査日に写真撮影を行い、過去に実施したプレジャーボート係留調査票等により移動状況を照合してください。

(別添2)

申 出 書

〇〇事務所が〇〇海岸(河川)から移動させた〇〇番のボートは、私の所有するボートに間違いありません。

今後、海岸(河川)には放置しません。

〇年〇月〇日

〇〇事務所長 殿

住所：

氏名：

電話：

スモールボート (SB) 放置対策状況報告書

機関名： _____
報告日： 年 月 日 時点

1 所管内における対応状況

(記載例)
【平成 29 年度～】
〇〇海岸 注意看板の設置 (〇箇所)
【令和 2 年度～】
管内の全海岸・河川の SB に貼り紙

2 地元等からの撤去等の要望状況

(記載例)
【令和 4 年】
〇〇振興会から、〇月に撤去の要望あり。〇年から継続的に要望
【随時】
地元自治会等から要望はないが、地元住民 (海岸利用者) 等から電話による苦情あり (〇年 2 件、〇年 1 件)

3 一時保管施設の協議要望

(記載例)
〇〇海岸で〇隻の船舶を〇年度から一時保管したいため、使用可能な港湾施設の情報を提供して欲しい。

4 その他意見